

第 3 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成31年3月18日(月) 午前10時00分

場 所 津市水道局 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田^{おおた やすひろ} 泰弘・2 太田^{おおた よしまさ} 義政・3 坂倉^{さかくら ゆきみつ} 行光・4 田村^{たむら あきら} 明
5 前川^{まえかわようこ} 洋子・8 喜多^{きた よしゆき} 義幸・9 石井^{いしい やすひろ} 康宏・10 川口^{かわぐち くにじ} 邦次
11 横山^{よこやま はくお} 帛生・12 浅生^{あさお てつや} 哲也・13 平井^{ひらい ひでつぐ} 秀次・19 佐野^{さの こ} すま子
24 川邊^{かわべ ちあき} 千秋

以上13名

欠席委員 21 坂野^{さかの だいてつ} 大徹

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第1農地部会長 喜多 義幸

事務局職員 藤井事務局長・竹田主査

総合支所 河芸：倉田主事補 美里：紀平担当主幹 安濃：北角担当主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 1 太田^{おおた やすひろ} 泰弘・24 川邊^{かわべ ちあき} 千秋

事項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
- 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(賃貸借権)
- 報告第6号 買受適格証明願(競売)について
- 報告第7号 時効取得による所有権移の移転について
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
- 議案第7号 非農地証明願について
- 議案第8号 買受適格証明願(競売)について
- 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(別冊)

議 事 の 大 要

議 長

それでは第3回第1農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席は21番の坂野大徹委員1名で、出席委員は13名です。
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
1番の太田泰弘委員、24番の川邊千秋委員、よろしく申し上げます。
まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から第7号まで、事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局

はい、議長。座って説明させていただきます。それでは、報告案件の説明をさせていただきます。

議案書の1ページから2ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から9で、合計件数は9件、合計面積は21,525㎡、その内訳は田が19,903㎡、畑が1,622㎡でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

3ページから6ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。

番号1から8で、合計件数は8件、合計面積は34,698.11㎡で、その内訳は田が19,195㎡、畑が15,503.11㎡、でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

7ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1、物置用地

番号2、番号3、貸駐車場用地

番号4、長屋住宅用地

番号5、番号6、資材置場用地でございます。

合計件数は6件で、合計面積は5,241.58㎡、その内訳は田が4,851.58㎡、畑が390㎡でございます。

8ページから9ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1、一般個人住宅用地

番号2、駐車場用地

番号3、長屋住宅用地

番号4、宅地分譲用地

番号5、駐車場用地

番号6、進入用道路用地

番号7、番号8、太陽光発電施設用地でございます。

合計件数は8件で、合計面積は9,019㎡、その内訳は田が7,237㎡、畑が1,782㎡でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、駐車場・資材置場用地

番号2、太陽光発電施設用地でございます。

合計件数は2件で、合計面積は1,273㎡、すべて畑でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第6号 買受適格証明願（競売）について、でございます。

番号1、太陽光発電施設用地

番号2、駐車場用地でございます。

これらにつきましては、津地方裁判所が行う不動産競売に参加するための証明願であり、対象農地が市街化区域内でありますことから、農地法第5条の届出が添付されております。

なお、競売物件は、隣接する2筆の雑種地を含めまして、合計863㎡の土地として、一括売却されるものになります。

以上、合計件数は2件、合計面積は278㎡、すべて田でございます。

12ページをお願いいたします。

報告第7号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、権利者、_____、申請地は田で、面積が236㎡、取得年月日は、昭和28年4月26日でございます。

この案件につきましては、権利者が当該土地を20年以上にわたり、自己の所有地として維持管理してきたことで、取得時効が成立しています。

以上、件数は1件、面積は田で、236㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます

議 長

事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事 務 局

13ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 豊津、受人 特定非営利活動法人 _____ 代表理事 _____、面積 9,438㎡、渡人 _____、面積 1,000㎡、申請地 河芸町影重里西 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,000㎡。

これにつきましては、受人は、遠方により離農する渡人から、申請地を譲り受け、施設利用者に対し、福祉の増進に寄与することを目的に、玉ねぎを栽培し、リハビリテーション農場として使用するものです。

また、受人は現在、河芸町上野地内を中心に、平成28年頃より22筆の農地を賃貸し、同じ目的により営農を実施しております。

番号2、地区 黒田、受人 _____、面積 9,303㎡、渡人 _____、面積 4,422㎡、申請地 河芸町南黒田八之坪 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 139㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の、渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 村主、受人 _____、面積 0.00㎡、渡人 _____、面積 15,473㎡、申請地 安濃町前野里 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 575㎡ 外11筆、合計面積 12,335㎡。

これにつきましては、受人は、遠方により離農する渡人から申請地を譲り受け、新規に営農を始めようするものです。

番号4、地区 安濃、受人 _____、面積 5,417㎡、渡人 _____、面積 2,605.58㎡、申請地 安濃町安濃西川原 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,875㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望し申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上、件数は4件 合計面積は15,349㎡、このうち田が10,934㎡、畑が4,415㎡でございます。

番号1につきましては、農地法施行令第2条第1項第1号のハに規定される、「営利を目的としない法人が、社会福祉事業を行い、業務運営に必要な施設として供する場合」には、一般法人であっても、農地を取得することが可能となる案件になります。

許可要件としては、リハビリテーション農場に供される見込みがあるか、どうかのみを確認することになりますが、添付されている法人登記事項証明書・営農計画書・施設が必要である旨の理由書・これまでの営農状況により、満たしていると考えます。

番号2から番号4の案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1については、私の担当する地区になります。
この案件は、事務局から説明のあったとおりであり、地元推進委員も特に問題ないということでした。
続きまして、2番の案件も私が担当する地区になります。地元推進委員に確認したところ、特に問題ないということであり、先ほどの事務局説明の通りですので、よろしくお願いします。

議長 番号3番。

平井委員 13番 平井です。
3月8日の日に現地確認を行いました。地元推進委員も問題なしということで、事務局の説明どおり何ら問題ございませんのでよろしくお願いします。

議長 番号4番。

浅生委員 10番 浅生です。
当日の現地確認は、参加できませんでしたが、地元推進委員に確認したところ問題なしということでよろしくお願いします。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。
皆さん、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定いたします。
次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 大里、申請者 _____、申請地 大里睦合町岡之山 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 221㎡ 外1筆、合計面積 637㎡。

これにつきましては、周囲が山林で囲まれ日照条件が悪く、田や畑として維持管理していくことが困難である申請地を、今後は山林として管理しようとするものですが、既に昭和62年頃から、土砂災害や耕作条件の悪さから、収穫に結びつかなかったため、植林をしてしまった旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 黒田、申請者 _____、申請地 河芸町浜田黒田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 940㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、472.32㎡、設置率は、転用面積の50.2%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は1,577㎡。このうち田が1,356㎡、畑が221㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

坂倉委員 3番 坂倉です。3月8日に現地確認いたしました。この土地については地元推進委員の土地ということで、隣接する推進委員さんにも出席していただきまして現地確認いたしました。特に問題ないということであります。従って事務局の説明どおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。番号2番。
これは私の担当する地区になります。地元推進委員と現場確認したところ、特に問題なしということでした。事務局の説明どおりでございますのでよろしく申し上げます。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがでしょう。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可することに決定いたします。
次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページから19ページをお願いいたします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 白塚、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 白塚町鎌田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 505㎡ 外1筆、合計面積 1519㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、480.96㎡、設置率はパネルとパネルの間をメンテナンススペースとして離隔をとり、使用することから、転用面積の31.7%になりますが、周囲をフェンスで囲い、申請地全体を太陽光発電施設用地として使用することが確認できます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 白塚、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、
渡人 _____ 外1名、申請地 白塚町鎌田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 677㎡ 外1筆、合計面積 1,146㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、483.84㎡、設置率は、転用面積の42.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 白塚、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 白塚町鎌田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,636㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、590.4㎡、設置率はパネルとパネルの間をメンテナンススペースとして離隔をとり、使用することから、転用面積の36.1%になりますが、周囲をフェンスで囲い、申請地全体を太陽光発電施設用地として使用することが確認できます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 白塚、受人 _____、渡人 _____、申請地 白塚町鎌田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 323㎡ 外2筆、合計面積 520.91㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、347.68㎡、設置率は、転用面積の66.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 白塚、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 白塚町鎌田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,014㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、472.32㎡、設置率は、転用面積の46.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 白塚、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 白塚町鎌田_____、台帳地目・現況地目とも田

面積 809㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、385.12㎡、設置率は、転用面積の47.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 白塚、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 白塚町鎌田_____、台帳地目・現況地目とも
田、面積 981㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、385.12㎡、設置率はパネルとパネルの間をメンテナンススペースとして離隔をとり、使用することから、転用面積の39.3%になりますが、周囲をフェンスで囲い、申請地全体を太陽光発電施設用地として使用することが確認できます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 白塚、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、
渡人 _____ 外1名、申請地 白塚町鎌田_____、台帳地目・現況地
目とも田、面積 436㎡ 外2筆、合計面積 829㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、385.12㎡、設置率は、転用面積の46.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 白塚、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 白塚町鎌田_____、台帳地目・現況地目とも
田、面積 687㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、472.32㎡、設置率は、転用面積の68.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 白塚、受人 株式会社_____ 代表取締
役 _____、渡人 _____、申請地 白塚町鎌田_____、台帳地目・
現況地目とも田、面積 795㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、472.32㎡、設置率は、転用面積の59.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 栗真、受人 株式会社_____ 代表取締

役 _____、渡人 内田徳弥、申請地 栗真小川町沢_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 227㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、590.4㎡、設置率は、転用面積の48.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 栗真、受人 _____、渡人 _____、申請地 栗真町屋町南浜_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 62㎡ 外2筆、合計面積 643㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、198㎡、設置率は北側及び西側が少し斜面になっており、公道に接していることから、距離をとって設置するため、転用面積の31%になりますが、周囲をフェンスで囲い、申請地全体を太陽光発電施設用地として使用することが確認できます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 神戸、受人 _____株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 神戸もったい_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 532㎡。

これにつきましては、受人は、近年申請地周辺において工事の受注が増加し、既存の資材置場まで距離が遠いために効率が悪く、かつ手狭で苦慮していたことから、渡人より申請地を譲り受け、資材置場及び駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号14、地区 高茶屋、受人 _____（使用借人）_____、渡人 _____ 外1名、申請地 高茶屋小森町犬塚_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 991㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、371.84㎡、設置率はパネルとパネルの間をメンテナンススペースとして離隔をとり、使用することから、転用面積の37.5%になりますが、周囲をフェンスで囲い、申請地全体を太陽光発電施設用地として使用することが確認できます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 雲出、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 雲出伊倉津町高峯新田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 217㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、538.35㎡、設置率は、転用面積の47.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号16、地区 雲出、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外2名、申請地 雲出伊倉津町高峯新田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 256㎡ 外2筆、合計面積 897㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、530.32㎡、設置率は、転用面積の59.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号17、地区 雲出、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 雲出伊倉津町高峯新田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 89㎡ 外1筆、合計面積 1,123㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、480.96㎡、設置率は、転用面積の42.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号18、地区 雲出、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 雲出伊倉津町高峯新田_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 66㎡ 外3筆、合計面積 1,535㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、621.98㎡、設置率は、転用面積の40.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号19、地区 雲出、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 雲出伊倉津町高峯新田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 362㎡ 外4筆、合計面積 1,607㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、647.96㎡、設置率は、転用面積の40.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号20、地区 雲出、受人 株式会社_____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 雲出伊倉津町高峯新田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,299㎡ 外2筆、合計面積 1,966.30㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、792.21㎡、設置率は、転用面積の40.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号21、地区 雲出、受人 _____ 賃借人 合同会社 _____、代表社員 _____、渡人 _____、申請地 雲出島貫町山鶴 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,386㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、531.36㎡、設置率は、南側に隣接する太陽光施設への進入路も一部作ることから、転用面積の38.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号22、地区 大里、受人 合同会社 _____ 代表社員 _____、渡人 _____、申請地 大里睦合町毛抜 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 492㎡ 外1筆、合計面積 1,050㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、471.39㎡、設置率は、転用面積の44.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号23、地区 大里、受人 _____、渡人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、申請地 大里窪田町平林 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 79㎡ 外2筆、合計面積 478㎡。

これにつきましては、渡人は、平成25年4月に農地転用の許可を受け、隣接する山林等の地目2筆を一体利用し、太陽光事業を実施しようとしたものですが、国において、重複した権利取得に係る制度改正があり、経済産業省、中部電力と長期間にわたる協議・調整を重ねてきた結果、実施には至らなかったものになります。

このたび、受人は隣接する2カ所の太陽光発電施設を管理する者であることから、維持管理上必要となり、不測の事態に入手困難となる部材をストックするため、申請地を譲り受け、資材置場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号24、地区 上野、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 河芸町上野上ノ垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,695㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、664.2㎡、設置率は、土地の形状が不整形であることから、転用面積の39.2%になります。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号25、地区 黒田、受人 _____、渡人 _____、申請地 河芸町南黒田八之坪_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 405㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を農家住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号26、地区 草生、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町草生東浦_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 307㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅及び接道する道路部分に供するための道路用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号27、地区 村主、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町光明寺東垢部_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 2,834㎡外1筆、合計面積 3,138㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、周囲が山林に囲まれ日照条件も悪く、畑として維持していくことが困難であることから、杉・檜苗を植樹し、今後は山林として管理していこうとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号28、地区 村主、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町浄土寺北川原_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 23㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、自己の駐車場用地とするものですが、既にこの用途に供されている旨の始末書が提出されており、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号29、地区 安濃、受人 _____、渡人 株式会社_____ 代表取締役 _____、申請地 安濃町内多起シ3014番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,216㎡。

これにつきましては、渡人は平成18年4月頃に不動産競売により取得したのになりますが、当時予定していた事業が実施に至らなかったことから、このたび、受人が隣接地で代表を務める法人の、従業員用駐車場と住宅建築用の資材置場用地として転用しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号30、地区 明合、受人 _____株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____ 外2名、申請地 安濃町田端上野西観_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 109㎡ 外3筆、合計面積 1,032㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、802.13㎡、設置率は、転用面積の77.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号31、地区 明合、受人 _____株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____ 外1名、申請地 安濃町田端上野西観 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,018㎡ 外1筆、合計面積 1,388㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、802.13㎡、設置率は、転用面積の57.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号32、地区 明合、受人 _____株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____ 外2名、申請地 安濃町田端上野西観 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 221㎡ 外2筆、合計面積 729㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、595.86㎡、設置率は、転用面積の81.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号33、地区 明合、受人 _____株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 安濃町田端上野西観 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 85㎡ 外3筆、合計面積 644㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、605.69㎡、設置率は、転用面積の94.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は33件で、合計面積は35,166.21㎡、このうち田が25,208.21㎡、畑が9,958㎡でございます。

これらの案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。

川邊委員 ちょっとよろしいです。15ページの1、2、4。すべて同じ名前の人ですけど同一人物ですか。住所は全部違いますけども。

田村委員 グループ会社であり、全て同じと聞いております。

事務局 _____及び _____の代表取締役は同一人物になります。

太田委員 これだけの数の太陽光申請があるのは、何か事情があったのですか。

事務局 状況としては、経済産業省の設備認定が2月、3月に集中して認定された
ということです。おそらく、来月も申請件数が多いと予想されます。

議長 大変多いですけど、順をおって行きますのでよろしくお願ひします。
地元委員の意見を伺います。番号1番。

田村委員 4番、田村です。3月8日に会長、部会長、地元推進委員とで現地確認を
行いました。1番から10番まで、一体的な利用になるのですが、所々
歯抜けで耕作地が残っております。事務局の説明どおりで、特に問題はな
かったですが、耕作地が残っているところから、草刈りとか後の管理の方
をちゃんとしてくださいよというような話が出ました。現地確認の時、業
者の方も参加していただいております、その時に契約書を交わして、ち
ゃんと対応したいということの了解も得ております。その他については問
題ありませんので、よろしくお願ひいたします。

議長 はい、どうも。番号11番、12番。

事務局 はい、議長。本日21番の坂野委員が欠席されておりますけれども、事前
にご連絡をいただいております、番号11につきましては3月8日の日に
会長はじめ部会長、地元推進委員と現地確認したところ、特に問題ないとの
ことです。番号12につきましても3月8日の日に地元推進委員と現地確認
しております、特に問題なしということで報告を受けておりますのでよろ
しくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。番号13番。

前川委員 5番 前川です。3月8日の日に現地確認をしまして、地区担当の推進委
員は当日欠席でしたが、申請地に特に問題はないと思っておりますので、事務局の
説明どおりですので、よろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとう。番号14番。

太田委員 1番 太田です。地元推進委員と8日の日に現地確認をいたしました。事
務局の説明どおり問題ないということです。あと、15番から20番は地元
推進委員と現場確認をいたしました。ここは隣あった土地で集中して太陽光
の設置をするということで、8日の日に現場を確認いたしましたところ、問
題ないということですのでございますので、よろしくお願ひします。
21番ですがちょっとそれは場所が離れておりますけれども、地元推進委
員と8日に現場確認いたしました。問題ないということですので、よろしく
お願ひします。

議長 はい、ありがとう。番号22番。

坂倉委員	3番 坂倉です。3月8日に守山会長、喜多部会長、地元推進委員と一緒に現地確認をしました。特に問題ないと思います。事務局の説明どおりですのでよろしくお願いします。
議 長	はい、番号23番。
坂倉委員	3番 坂倉です。3月8日に地元推進委員と一緒に現地確認しました。特に問題ありませんのでよろしくお願いします。
議 長	はい、ありがとう。番号24番。 これ私の地区ですが、地元推進委員も別に問題なしということです。事務局と会長と現地確認しておりますが、別に問題ないということで、事務局の説明どおりです。 25番は地元推進委員も、別に問題なしということで事務局の説明どおりでございますので、よろしくお願いします。
議 長	番号26番。
平井委員	13番 平井です。3月の8日の日に現地確認を行いました。地元推進委員も問題ないということでございますので、事務局の説明どおり問題ありませんのでよろしくお願いします。続きまして27番、28番も私の担当ですので続いていきます。27番につきましては3月の8日の日に守山会長、喜多部会長ともども現地確認を行いました。地元推進委員も問題なしということで事務局の説明どおり、問題ございませんので、よろしくお願いいたします。28番につきましては3月の8日の日に現地確認を行いました。地元推進委員も問題なしということでございますので、事務局の説明どおりで、問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。
議 長	番号29番。
浅生委員	12番 浅生です。その日は出席できませんでしたが、地元推進委員も問題なしということです。よろしくお願いします。
議 長	ありがとう。番号30番、31番。
浅生委員	12番 浅生です。その日同じく出席できませんでしたが、会長、部会長出席いただきまして現地確認をして、問題なしということです。よろしくお願いします。
議 長	ありがとう。番号32、33番。
浅生委員	12番 浅生です。地元推進委員も問題なしということです。よろしくお願いします。
議 長	たくさん案件ありましたが、どうもありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言ありました。皆さんいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可することに決定いたします。

事務局 次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局 20ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 白塚、借人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 白塚町北永定_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1, 117㎡。

これにつきまして、借人は、既存駐車場が手狭であり、苦慮していたことから、近場である申請地を従業員用の駐車場用地とするため、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 明、借人 株式会社_____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町林平松_____、台帳地目 田、現況地目畑、面積 768㎡。

これにつきまして、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、400.8㎡、設置率は、転用面積の52.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は1,885㎡、このうち田が768㎡、畑が1,117㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

田村委員 4番、田村です。3月8日の日に会長、部会長、地元推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで特に問題ありませんので、よろしくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございます。番号2番。

川口委員 10番 川口です。8日の日に地元推進委員と現地確認を行いました。問題はないと言うことでございます。

議 長 はい、ありがとう。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんはいかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可することに決定いたします。

次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）事務局の説明をお願いします。

事 務 局 21ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。

番号1、地区 大里、借人 株式会社_____ 代表取締役 _____、
貸人 _____、申請地 大里睦合町長峯_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 876㎡ 外1筆、合計面積 1,500㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、山林2筆を含めまして1701㎡、設置率は、造成面積の44.9%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は田で1,500㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

坂倉委員 3番、坂倉です。3月8日に守山会長、喜多部会長、地元推進委員と一緒に現地確認いたしました。特に問題ございません。事務局の説明どおりですので、よろしくをお願いいたします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さん、いかがですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第5号については許可することに決定いたします。

次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事務局

22ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 白塚、借人 _____、貸人 _____、申請地 白塚町北永定_____、台帳地目 田、現況地目 田及び雑種地、面積 409㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を農家住宅用地とするものですが、既に平成20年頃より、隣接する母屋の駐車場として、一部使用してしまっている旨の始末書が提出されています。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗真、借人 _____、貸人 _____、申請地 栗真小川町南浦_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 106㎡ 外1筆、合計面積 127㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅及び接道する道路部分に供するための道路用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 藤水、借人 有限会社_____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 垂水足田_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 715㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に1年間の使用貸借権を設定し、申請地を一時転用により資材置場用地とするものです。農地区分は、農用地区域内農地でございますが、不許可の例外に当たります、一時転用でございますので、妥当なものであると思われます。

番号4、地区 椋本、借人 _____株式会社 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 芸濃町椋本西富家_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1,560㎡のうち1.66㎡。

これにつきまして、貸人は、自ら代表を務める法人との間に10年間の使用貸借を設定し、10年間の一時転用許可を受けて、申請地の上空に簡易な構造で容易に撤去できる設計がなされた、支柱高さが2メートル以上ある、営農型太陽光発電施設を設置しようとするものです。

なお、当施設の下では、認定農業者で高野尾町にお住いの農業者が利用権設定を行い、木漏れ日程度の日照が一日中あれば育ち、乾燥に弱いとされる、スギゴケを栽培する計画がされております。

また、設置者と営農者の関係性と、スギゴケ栽培に関する理由書が添付され、この中では、太陽光発電施設の下で営農行う者は、専業農家として42年間農業にたずさわって、これまでスギゴケも長年栽培してきた中で、強い日差しによる生育不良などの被害に悩まされ、人工的に日陰を作るなど試行錯誤を行ってきたことと、当計画を知ってから、設置者と営農者が互いに、利点のある共存が可能となるよう、協議と調整を重ねてきた結果、スギゴケに適した環境にするべく、縦列配置されるパネルの間を2メートルあけることで、作物に最も適した日照を確保し、効率的な発電も行えるようにする計画

に至った旨の確認ができます。

農地区分といたしましては、農業振興地域内農用区域になりますが、不許可の例外により一時転用が認められるものと判断されます。

以上、件数は4件、合計面積は1,252.66㎡、このうち田が409㎡、畑が843.66㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

田村委員 4番 田村です。3月8日の日に地元推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで特に問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 番号2番。

事務局 こちらも21番坂野委員、本日欠席されておりますが、3月8日の日に地元推進委員と現地確認をしまして、特に問題ないということの報告をうけておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長 番号3番。

太田委員 1番 太田です。3月8日の日に地元推進委員と現地確認いたしまして、事務局の説明どおり問題ないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

議 長 番号4番。

川口委員 10番 芸濃川口です。事務局の説明どおりでございますが、8日の日に地元推進委員と一緒に現地確認を行いました。別に問題はないということでございましたのでよろしくお願いいたします。

議 長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第6号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第7号 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事務局

23ページをお願いいたします。
議案第7号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 高野尾、願出者 _____、申請地 高野尾町中町 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 19㎡。

これにつきましては、昭和63年5月27日に撮影された、国土地理院の航空写真により、申請地はこの時すでに居宅用地として使用されていることが確認できることから、申請地が農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上、件数は1件 合計面積は畑で19㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。番号1番。

坂倉委員

3番 坂倉です。3月8日に地元推進委員とで現地確認しました。特に問題ございません。また、3月12日に高野尾地区農業振興協議会においても何も問題ないということを確認しておりますので、事務局の説明どおり、よろしく申し上げます。

議長

地元委員さんからは、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

それでは異議なしと認め、議案第7号については、証明することに決定いたします。

次に議案第8号、買受適格証明願（競売）について事務局の説明をお願いします。

事務局

24ページをお願いいたします。
議案第8号 買受適格証明願（競売）について、でございます。

番号1、地区 豊津、申請人 _____、耕作面積5,255㎡。競売対象農地 河芸町一色起 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 1,206㎡ 外1筆、合計面積 2,464㎡。

これにつきましては、津地方裁判所が行う不動産競売に参加するための証明願であり、落札後は、農地として営農拡大するもので、農地法第3条の許可申請書が添付されております。

以上、件数は1件、合計面積は田で2,464㎡でございます。

なお、この農地法第3条の許可申請につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
これ私の担当です。地元推進委員も別に問題ないということで、今事務局の説明のあったとおりでございますので、よろしく申し上げます。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、第8号議案については、証明することに決定いたします。

次に別冊でお配りしました、議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

申し訳ありませんが、説明に入ります前に、2点の修正をお願いいたします。

まず、1点目は、表紙から数えまして、4枚目の裏面をご覧ください。整理番号69から78番の右端にある、受付地区の欄をご覧ください。対象地は、観音寺町なのですが、誤って橋北と記載されているため、これを安東と修正をお願いいたします。

次に、2点目ですが、表紙から数えまして5枚目の表面をご覧ください。整理番号92-1と92-2になりますが、利用権設定を受ける者の氏名欄をご覧ください。

印字が切れており、すべてが表記されておりませんが、代表者氏名に、既に他界された方のお名前が、誤って記載されているため、これを代表取締役 _____ と修正をお願いいたします。なお、これに伴い、このページ以降になりますが、利用権設定各筆表の左上にあります整理番号、92-1と92-2の、代表者氏名も _____ と修正のほどよろしくお願いいたします。

以上、修正箇所は、2点となります。大変申し訳ございませんでした。

それでは、改めまして、説明をさせていただきます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で186, 422

m²、畑の使用貸借で7, 371 m²、契約件数は71件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、49, 849 m²、契約件数は20件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で109, 256 m²、契約件数は26件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で10, 547 m²、畑の賃貸借、使用貸借で5, 047.34 m²、契約件数は8件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借で1, 497 m²、契約件数は1件でございます。

香良洲地区につきましては、契約はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借合わせて357, 571 m²、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で12, 418.34 m²、合計契約件数は126件、合計面積は369, 989.34 m²となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区21件、河芸地区11件、安濃地区13件、芸濃地区6件で合計51件、合計面積は224, 735.34 m²でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で40.5%、面積で60.7%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

まず、整理番号48についてです。

一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長	この件について、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございました。入室してください。 < 入 室 >
議 長	次に、整理番号49、ほか7件についてです。 一時退室をお願いします。 < 退 室 >
議 長	この8件についていかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございました。入室してください。 < 入 室 >
議 長	次に、整理番号7、ほか49件に関する分についてです。 一時退室をお願いします。 < 退 室 >
議 長	この50件について、いかがでしょうか
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。入室してください。 < 入 室 >
議 長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。 皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。 それでは、議案第9号について、全て適正であると認め、市長に進達することにいたします。 以上で、部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

以上で、第3回第1農地部会を終了いたします。

午前11時20分

上記は、第3回第1農地部会の議事を録したものである。

平成31年3月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____

